

令和2年2月27日

保護者様

岡山県立高梁城南高等学校
校長 松下 泰久

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

平素から本校教育活動につきましては格別の御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記につきましては、文部科学省からの通知や関係省庁のからの関連情報を本校ホームページにてお知らせしておりますが、その後、岡山県教育委員会から対応について連絡があり、本校でも次のように対応しますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況は、日々変化しておりますので、今後の対応等に変更が生じる場合がありますことを御了承ください。

記

○発熱等の風邪の症状がみられる場合

- ・無理をせず、自宅で休養するようにしてください。

※自宅休養した場合の出欠の扱いについては、①「学校保健安全法第19条による出席停止」又は②「非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」となります。

※なお、次の目安にて御確認いただき、自宅で休養する場合は早急に学校に御連絡ください。

【学校保健安全法第19条による出席停止とする目安】

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

《参考》生徒が自宅休養した場合の対応の考え方

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
○1日目から ⇒ ②出席停止
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

○症状や発熱の継続が1日から3日までの間で終了 ⇒ ①校長が認めた日

○症状や発熱が4日以上継続 ⇒ ②出席停止（さかのぼって1日目から）

※なお、岡山県へ報告の必要がありますので、発生した場合は担任等による聞き取りがあります。御理解・御協力をお願いいたします。